

福井県が実施する「人権啓発フェスティバル2025」の開催業務委託に関する企画提案書の提出を求めるので、次の通り公示する。

令和7年7月4日

福井県知事 杉本 達治

1. 目的

この業務は、「人権啓発フェスティバル2025」（別紙1）を開催することで、県民に人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 「人権啓発フェスティバル2025」開催業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年1月9日（金）まで
- (3) 業務内容 「人権啓発フェスティバル2025」開催業務委託仕様書（別紙2）のとおり

3. 提案上限金額

委託料として2,432,000円（消費税、地方消費税を含む）を上限とする。
（企画・運営費、イベント出演料、広告印刷物・啓発グッズ製作費、手数料等を含む。）

4. 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、「人権啓発フェスティバル2025」開催業務委託にかかる企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「参加資格」という。）に関し、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に準じた者でないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に準じた更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- (7) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (8) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5. 参加資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおり認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・企画提案参加者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（企業案内等）
- ・県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- ・参加資格誓約書（様式2）

(2) 提出期限

令和7年7月14日（月）午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(3) 提出先および方法

福井県健康福祉部地域福祉課人権室まで、持参または郵送により提出すること。

郵送による場合は、同人権室に令和7年7月14日（月）午後5時までに必着とする。

〒910-8580 福井県大手3丁目17-1 県庁2階西側

福井健康福祉部地域福祉課人権室

(4) 参加資格の認定時期および通知法

参加資格の認定結果は、令和7年7月22日（火）までに書面により申請者あて通知する。

(5) 参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 参加資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年7月24日（木）17時までに説明を求める旨を記載した書面を持参して、（3）の提出先に提出しなければならない。

イ 説明を求めた者に対して、令和7年7月29日（火）までに書面により回答する。

6. 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

参加資格の認定を受けた者は、次に掲げる書類を提出することができる。

提出書類は、いずれもA4版縦長・横書きで、出来る限り詳細に記載すること。様式は任意（白黒、カラーどちらも可）とする。

ア 企画提案書（内容は「人権啓発フェスティバル2025」開催業務委託仕様書」（別紙2）と「提案書記載に当たっての留意事項」（別紙3）を踏まえたものとする。なお、提出後の追加および変更は認めない。）

イ スケジュール表（準備期間および当日）

ウ 見積書

エ 本業務にかかる運営体制（人的配置等）が分かるもの

オ 直近3年で実施した同様業務の実績概要（主催者や内容、回数等が分かるもの）

(2) 提出部数

各10部（ただし、送付文として「企画提案書の提出について（様式4）」を1部添付すること。）

(3) 提出期限

令和7年7月29日（火）午後5時まで

(4) 提出先および方法

福井県健康福祉部地域福祉課人権室まで、持参または郵送により提出すること。

郵送による場合は、同人権室に令和7年7月29日（火）午後5時までに必着とする。

〒910-8580 福井県大手3丁目17-1 県庁2階西側
福井健康福祉部地域福祉課人権室

7. 質問

企画提案および仕様書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、ファックスまたはメールにて次の宛先に送付すること。

（1）送付先

福井県健康福祉部地域福祉課人権室
FAX 0776-20-0637
E-mail jinken@pref.fukui.lg.jp

（2）受付期限

令和7年7月14日（月）午後5時まで

（3）回答

質問の回答は、令和7年7月22日（火）までに、福井県健康福祉部地域福祉課のホームページに掲載する。

[地域福祉課ホームページ]<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tihuku/index.html>

8. 企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

9. 仕様書等の交付

仕様書等については、次のいずれかの方法により交付するものとする。

ア 福井県健康福祉部地域福祉課人権室で交付

イ 福井県健康福祉部地域福祉課ホームページに掲載

[地域福祉課ホームページ]<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tihuku/index.html>

10. 契約方法等

次の手順による。

（1）選定委員会において、企画提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは、令和7年8月4日（月）～15日（金）の期間内の1日で実施する予定であり、提案者には日程等を別途通知する。

（2）企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。

（3）契約予定者は、県と必要な協議が整った後、県が指定する期日までに改めて見積書を提出する。

（4）見積書の内容を精査の上、契約予定者と随意契約により契約を締結する。

契約期間：契約締結の日から令和8年1月9日（金）まで

11. 審査方法・項目等

審査は、選定委員会が行う。選定委員会は、企画提案書等の内容について、提案内容を項目ごとに点数化し、最も高い得点者を委託候補者として決定する。

なお、審査結果は、審査終了後に企画提案書等を提出したすべての者に書面で通知する。審査経過については公表しない。また、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

審査項目は下記のとおりとする。

ア 「人権啓発フェスティバル2025」に対するコンセプトについて

イ ネーミングについて

ウ 企画案について

- ①各イベント（ステージイベント、展示、体験・活動等）の人権啓発効果
- ②各イベント（ステージイベント、展示、体験・活動等）の集客力
- ③会場設営・レイアウト、回遊性
- ④人権への配慮や気付き
- ⑤多様な年齢層を惹きつける魅力
- ⑥啓発グッズ（集客力向上を目的として来場者に提供する物品等）

エ 広報宣伝について

オ 見積書（経費配分）にて

カ スケジュール（準備期間・当日）や業務運営体制について

キ 直近３年の実績について

ク その他（企画の独創性等）

12. 企画提案書等の情報公開

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の名称、審査結果概要等の情報を公開する場合があることを了知の上で応募すること。

13. その他

- （１）企画提案書の作成および提出のための費用については、提案者の負担とする。
- （２）採用された企画提案内容は、協議の上、変更することがある。
- （３）提出された企画提案書は返却しない。
- （４）２案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など本業務運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格となることがある。
- （５）（別紙１～３）（様式１～４）については地域福祉課ＨＰからダウンロードすること
[地域福祉課ホームページ]<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tihuku/index.html>

14. 問合せ先

〒910-8580

福井県健康福祉部地域福祉課 人権室（担当：田端、宮澤）

TEL 0776-20-0328

FAX 0776-20-0637

E-mail jinken@pref.fukui.lg.jp